

報告第1号

専決処分の報告について

川妻橋橋りょう架替え工事（上部工）の請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 川妻橋橋りょう架替え工事(上部工) |
| 2 | 変 更 請 負 金 額 | 155,703,600円 |
| 3 | 今回変更による減額 | 1,436,400円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市菖蒲町三箇435番地1 遠藤建設株式会社 代表取締役 遠 藤 博 巳 |

平成28年1月8日

久喜市長 田 中 暄 二